

---

## 令和元年第3回南丹市議会9月定例会会議録（第6日）

令和元年10月9日（水曜日）

---

### 議事日程（第6号）

令和元年10月9日 午前10時開議

- 日程第1 議案第71号から議案第79号まで（委員長報告～表決）  
日程第2 議案第81号から議案第86号まで（提案理由説明～表決）  
日程第3 閉会中の継続調査申出について  
日程第4 議員派遣について  
日程第5 人権擁護委員候補者の推薦について
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第71号 平成30年度南丹市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（市長提出）  
議案第72号 平成30年度南丹市一般会計歳入歳出決算認定について（市長提出）  
議案第73号 平成30年度南丹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（市長提出）  
議案第74号 平成30年度南丹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（市長提出）  
議案第75号 平成30年度南丹市市営バス運行事業特別会計歳入歳出決算認定について（市長提出）  
議案第76号 平成30年度南丹市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（市長提出）  
議案第77号 平成30年度南丹市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について（市長提出）  
議案第78号 平成30年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について（市長提出）  
議案第79号 平成30年度南丹市上水道事業会計決算認定について（市長提出）  
日程第2 議案第81号 令和元年度（債務負担）南丹市園部公民館耐震補強・大規模改修工事請負契約について（市長提出）  
議案第82号 令和元年度八木東小学校プール改築工事請負契約について（市長提出）

議案第83号 令和元年度八木西小学校プール改築工事請負契約について  
(市長提出)

議案第84号 平成30年度(繰越)南丹市役所八木支所大規模改修工事  
請負契約の変更について (市長提出)

議案第85号 令和元年度南丹市市営バスの購入に係る物品供給契約の変  
更について (市長提出)

議案第86号 令和元年度南丹市市営バスの購入に係る物品供給契約の変  
更について (市長提出)

日程第3 閉会中の継続調査申出について  
日程第4 議員派遣について  
日程第6 人権擁護委員候補者の推薦について

---

#### 出席議員(20名)

1番 塩 貝 孝 之	2番 前 田 義 明	3番 而 村 好 高
5番 麻 田 育 良	6番 鞆 岡 誠	7番 木 村 裕
8番 谷 尻 昌 史	9番 谷 尻 宣 雄	10番 木 戸 徳 吉
11番 平 田 聖 治	12番 吉 田 尋 子	13番 平 野 清 久
14番 八 木 信 樹	15番 柿 迫 正 紀	17番 今 而 不 悖
18番 松 尾 武 治	19番 仲 村 学	20番 山 下 秋 則
21番 廣 瀬 孝 人	22番 小 中 昭	

---

#### 欠席議員(1名)

4番 野 村 健

---

#### 事務局出席職員職氏名

事務局 長	山 口 浩 之	次 長	市 原 丞
次 長 補 佐	吉 田 惠	係 長	井 尻 久 美

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

市 長	西 村 良 平	副 市 長	山 内 守
教 育 長	木 村 義 二	代表監査委員	川 而 通 夫
市長公室長	船 越 雅 英	総 務 部 長	堀 江 長
危機管理監 兼支所担当部長	國 府 博 美	地 域 振 興 部 長	清 水 茂
市 民 部 長	弓 削 雅 裕	福 祉 保 健 部 長	榎 本 尚
農 林 商 工 部 長	國 府 栄 彦	土 木 建 築 部 長	柴 田 建 司

上下水道部長 森 雅 克 教 育 次 長 中 川 勇 夫  
教 育 参 事 榎 貢 会 計 管 理 者 森 康 高

---

### 午前 10 時 00 分開議

**○議長（今面 不倅君）** 皆さん、おはようございます。

ご参集ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は 20 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立って、ご報告いたします。

野村健議員より、欠席の旨、届け出がありましたので、報告いたします。

---

#### 日程第 1 議案第 57 号及び議案第 60 号撤回の件について

**○議長（今面 不倅君）** これより、日程に入ります。

日程第 1 「議案第 71 号から議案第 79 号まで」の平成 30 年度南丹市一般会計、特別会計及び企業会計の決算認定等についてを議題といたします。

これより、決算特別委員長の報告を求めます。

廣瀬孝人決算特別委員長。

**○決算特別委員長（21 番 廣瀬 孝人君）** おはようございます。決算特別委員会に付託されました、議案第 71 号、平成 30 年度南丹市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び議案第 72 号から議案第 79 号までの平成 30 年度南丹市一般会計、6 特別会計、1 企業会計の決算認定について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

本委員会は、去る 9 月 19 日に全体会を開催し、西村市長を初め、理事者、幹部職員の出席を求め、森会計管理者から決算の概要説明を受けました。

平成 30 年度は第 2 次南丹市総合振興計画の初年度でありましたが、西村市長が就任された最初の年度でもあり、活力ある産業の振興、若者が定住できるまちづくり、暮らしの安心と安全、地域の個性を生かしたまちづくり、教育・文化と人権尊重のまちづくり、以上、多くの災害による被災対応の中ではありましたが、五つの柱の実現に向けて努力を重ねてこられたところであります。

財政指標においては、実質公債費比率は単年度で 13.4%、前年度比 0.8 ポイント減となりましたが、3 カ年平均においては 13.6%、前年度比 0.2 ポイント上昇いたしております。

また、経常収支比率は 95.5%と、前年度比 0.3 ポイント減となりましたが、依然、財政の硬直化がうかがえます。

また、歳入に占める市税におきましては、構成比率で 18.01%、収入済額でも前年度比 0.78%の減と、引き続き、前年度を下回るなど財政状況は非常に厳しく、財

政健全化を強く求めるところであります。

平成30年度一般会計決算における主な事業は、行政改革推進事業、定住促進事業、地域情報基盤整備並びに管理運営に関する事業、福祉医療費支給事業、地域福祉推進事業、自立支援給付事業、子育て支援の医療費助成並びに祝金・手当等の支給事業、放課後児童健全育成事業、各種検診・予防接種事業、中山間直接支払事業、多面的機能支払事業、野生鳥獣被害総合対策事業、山陰本線駅舎等整備事業、道路・橋梁維持管理事業、都市計画街路事業、防災施設整備事業、スクールバス運行事業、安全・安心な学校教育環境整備事業、農地・農業用施設、林業施設、公共土木施設等の災害復旧事業などでありました。

一般会計におきましては、歳入総額231億2,898万8,912円に対して、歳出総額は221億7,147万4,342円で、歳入歳出差引額は9億5,751万4,570円の黒字決算であり、翌年度繰越事業に充当すべき財源3億7,471万1,000円を差し引いた実質収支額は5億8,280万3,570円となっております。

なお、歳入は総額で前年度に比べ1億4,934万169円、率にして0.64%の減となりましたが、6億2,880万円の市債の減、一方で4億1,426万1,606円の繰入金が増が含まれております。

なお、地方交付税においては、2億3,145万7,000円の増となっております。

増収となった科目の主なものは、府支出金が0.66%、952万296円の増、地方消費税交付金が1.83%、1,058万円の増、自動車取得税交付金が11.5%、930万7,000円の増、地方交付税2.41%、2億3,145万7,000円の増であります。一方で減収となった科目の主なものは、市税が0.78%、3,274万4,022円の減、国庫支出金が7%、1億3,463万1,026円の減、財産収入が48.09%、6,006万8,930円の減となっており、今後、より一層、収入の増加に努めていただく必要があると考えます。

また、市税においては、不納欠損額が569万3,263円、収入未済額が8,758万2,059円であり、ともに前年度より減少しておりますが、引き続き、税負担の公平性、歳入財源の確保を含め、厳正な対応を求めておきます。

その後、9月20日から26日にかけて総務分科会、産業建設分科会、厚生分科会を開催し、それぞれ担当部課長の出席を求め、事務事業の執行状況や財源の確保、行政効果等について、慎重に審査いたしました。

続いて10月4日、理事者、代表監査委員、幹部職員の出席を求め、全体会を開催し、総括質疑を行いました。

その質疑の主なものは、財政並びに政治姿勢に関して、効果的な要望活動が行われたと思うが、改善された点は、骨格予算への肉づけについて。決算の結果を今後の施策にどのように生かしたいと考えているか。地域医療に関して、公設民営診療所について、公設公営による効果的でスリムな運営についての市長の見解は。また、有害鳥獣対策に

関して、決算額が予算額を下回った要因について。生息数の半減並びに農林水産物の被害防止につながる有害鳥獣捕獲事業を進める必要があると考えるが、市長の見解は、などの質疑がありました。

これらに対し、市長から、財政、政治姿勢に関して、要望活動については、積極的に国の官公庁等に出向き、しっかりと説明をし、事業の必要性を訴えた結果、6億円を超える成果があった。今後も、積極的な要望活動を続けていきたい。骨格予算への肉づけについては、市長就任後、多くの課題が残っており、財政状況が非常に厳しい中、また、災害対応に追われる中ではありましたが、緊急性の高いもの、住民要望の高いもの、特に市民の生活に直接かかわる課題について、その都度、補正をしていこうという思いで取り組みを進めてきた。

決算の結果については、平成30年度の災害から学んだことや課題は令和2年度の予算に反映させていきたい。また、公約実現のため基本目標を変えることなく、施策を進めていきたい。

地域医療に関しては、美山診療所については、公設公営で進めていきたいと思っている。限られた予算で、より効果がある医療体制をとっていくことが必要である。医療対策審議会のご意見、答申なども踏まえながら、引き続き、今後の運営の方向性を慎重に検討していきたいと考えている。

有害鳥獣対策に関しては、決算額が予算額を下回った要因については、残額の主な内容は報奨金であり、最後まで関係者にはご努力いただいたが、差額が生じた。次年度以降、引き続き、予算計画に見合うよう努力したい。被害防止につながる有害鳥獣捕獲事業については、課題の改善に向け、これからも取り組んでいく必要がある。引き続き、先進自治体や国、府、関係団体にも協力をいただきながら、有効な対策を講じたいなど、詳細な答弁をされました。

その後、各分科長より審査報告を受け、討論に入り、反対討論、賛成討論の後、採決に入りました。

採決の結果は、議案第71号、平成30年度南丹市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、賛成全員により可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号、平成30年度南丹市一般会計歳入歳出決算認定については、賛成多数により認定すべきものと決しました。

次に、議案第73号、平成30年度南丹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数により認定すべきものと決しました。

次に、議案第74号、平成30年度南丹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第75号、平成30年度南丹市市営バス運行事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第76号、平成30年度南丹市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第77号、平成30年度南丹市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第79号、平成30年度南丹市上水道事業会計決算認定についての5会

計は、賛成全員により認定すべきものと決しました。

次に、議案第78号、平成30年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数により認定すべきものと決しました。

以上、上水道会計に係る議案1件は可決、一般会計、特別会計及び企業会計決算は全て認定すべきものと決しました。

なお、各分科会の審査過程において、各委員から本決算についての問題点や課題についての指摘がありました。これらのことを次年度の予算編成において十分に精査し、反映していただくように申し添えます。

後になりましたが、委員各位には、限られた審査日程の中、連日、慎重な審査と円滑な委員会運営にご協力いただき、本委員会の使命が達成できましたことに、心から感謝し、厚く御礼申し上げます。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

訂正がございます。

先ほど報告しました経常収支比率が95.5%でございますので、ご理解いただきますようによろしく願いいたします。

**○議長（今面 不倅君）** これより、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（今面 不倅君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

通告に基づき、順次発言を許します。

まず、1番、塩貝孝之議員。

**○議員（1番 塩貝 孝之君）** 皆様、改めましておはようございます。議席番号1番、新風会の塩貝孝之でございます。

議案第72号、平成30年度南丹市一般会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論させていただきます。

平成30年度予算については、前佐々木市長が骨格について提案され、その後、西村市長体制となり、執行されたわけですから、直接的に新体制を否定するものではありません。しかし、予算執行に当たり、当初と違う目的で事業が執行されていたり、事業成果が不十分と言わざるを得ないもの、また、予算執行そのものが不明確な総務費の地方創生推進事業で1点、商工費の商工振興費と観光振興費にそれぞれ2点、以上5点について指摘をさせていただきます。

まず、総務費の地方創生推進事業ですが、観光動態調査事業に業務委託料として39万8千6百280円の歳出があります。この事業は、市内への観光客の居住地、性別、年齢と市内における動態の把握を行うため、業務委託によりスマートフォン向けアプリの

継続運用、観光客誘致のための周遊イベント等の企画、収集データの分析を行い、観光における現状把握と観光客誘致に向けた有効的なイベントを実施し、年間を通した観光客の消費額の低迷を改善させる方策の基礎資料となるデータの収集及び分析を行うとあります。

国からの地方創生推進交付金を受けての事業ではありますが、平成28年度から3,500万円余りの事業費を費やししながら、本年においても目立った成果もないと判断します。振興事業というのは目に見えて成果がわかりにくい部分もあり、費用対効果の面においても、ある程度の期間をもって判断すべきであろうと思います。

しかし、この事業については、調査、分析を行うのが事業趣旨でありますから、それなりの成果品が求められるべきものであると考えます。ICT技術を活用した調査事業であるはずなのに、全くもってスピード感はなく、スマートフォンのアプリを運用したということだけで情報を生かしているとは思えず、単なるIT技術の導入にとどまっています。担当課から説明もありましたが、評価できる部分は乏しく、交付金ありきの事業となっているとさえ感じます。

次に、商工振興費について、2点指摘させていただきます。

1点目は、中心市街地活性化事業です。この事業は、南丹市の中心市街地の活性化を民間と行政、市民が協働し、強力に推進するため、南丹市中心市街地活性化推進委員会を設立し、推進委員会で決定したにぎわい創出計画を実行することにより、南丹市の中心市街地を活性化させるとして、427万1,682円を支出したものです。園部軽トラ市やまちゼミの開催、かわら版の発行など、それぞれかかわる皆さんで懸命に取り組んでいただいております。問題なのは、南丹市中心市街地活性化推進委員会に業務委託をされているのに、委員会自体の実態が見えない部分であります。事業そのものを推進委員会で検討し、実行するはずであるのに、30年度に至っては、1回の委員会しか開催されていないという実態を担当課から説明を受けました。事業の成果として、推進委員会において一座形成、繁盛店育成、本拠点の企画を目的に協議、企画、事業実施を行ったとあります。一度の推進委員会で事業を検討し、予算を組み、事業を実施し、事業決算をする、そんなことが可能なのでしょうか。本気で中心市街地の活性化を考えるなら、私であれば到底不可能です。行政なのか、あるいは民間事業者、市民なのか、偏った負担が生じているのではないのでしょうか。協働とは名ばかりで、実態の伴っていない事業になっている可能性があります。

中心市街地活性化事業については、全てを南丹市の一般財源から支出しています。南丹市の中心として何とかにぎわいを取り戻すべく、歩み続けるのであれば、立ちどまり、振り返り、事業の妥当性を検証するべきです。このような事業体制の決算認定を議会が賛成し続けてきたことも問題であり、にぎわいを取り戻せない大きな一因になっているのではないのでしょうか。

中心市街地の活性化のために必要な施策に積極的に投資するためにも、大幅な見直し

が必要です。

2点目は、企業誘致調査事業の業務委託料として支出された199万8,000円です。この事業は比較的小規模な区画により整備された京都新光悦村では、規模的に不足する企業の立地相談の増加を受け、京都新光悦村以外での適地や候補地を調査し、積極的な企業誘致の体制を整えるとして、補正予算を組み実施されたものです。

補正予算の説明では、まさに企業の問い合わせが増加傾向にあり、不足する事業用地の調査をしたい旨の説明を受けました。私自身も知人などから問い合わせを受けたりすることがあったので、とてもよいことであるともろ手を挙げて賛成いたしました。しかし、事業報告では、法律の改正や制度の見直しがあれば、将来的に土地の確保できる可能性のある土地を調査したということでありました。何のための調査であったのか。法律や制度が変われば利用可能な土地は十分に確保できるであろうことは承知の上であるはずですが、であるがゆえに、増加する企業の相談に迅速に対応できるよう現状での調査が行われたものであると思っておりました。私のとり違い、勘違いであったとしても、およそ200万円もかけて行う調査ではなかったはずですが。

同僚議員等も常に指摘をされておりますが、三大都市圏に含まれる本市において、非常に厄介な線引きをくぐり抜け、企業誘致を積極的に推進するためにも、法制上、今できる最善の施策の検討のため、調査をされるものと思っていた私にとって、非常に残念でなりません。

次に、観光事業費の観光宣伝事業2点について指摘をさせていただきます。

1点目は、観光まちづくり推進委託料として支出された297万円です。イオンモールへの出店、立藩400年ののぼり旗制作、海外プロモーションなどの委託事業を実施されたとあります。この委託先は南丹市観光まちづくり実行委員会です。

問題として指摘したいのは、事業内容や支出の可否ではなく、この実行委員会の実態であり、そもそも実在するのかという疑念であります。平成25年に設置された委員会ということでしたが、近年の活動実態は見えてきません。平成30年度は一度の会議も行われておらず、関係者にヒアリングも行いましたが、事業の内容すら承知していないということでありました。

この事実を鑑みますと、不法や不正とまでは言いませんが、適切な事務処理が行われていたとは到底考えられません。実態のない観光まちづくり実行委員会に業務委託し、どのような会計処理が行われていたのか不明確きわまりないでしょう。

平成30年度の決算ですから、この事実が長年にわたり慣例のように行われてきたのか、また、当該年度だけであったのかまではわかりませんが、不適切な事務処理が明らかになった以上、市民の代表として監視役の責務を果たすべく、見過ごすわけにはまいりません。

この事案に限らず、さまざまな団体や会議体への補助金や委託料など、より厳密に注視する必要があるでしょう。かといって、がんじがらめの身動きがとれない予算であっ

てはならず、より市民に寄り添い、南丹市の発展に寄与できるよう、各担当課に余裕のある予算組も大変重要です。そのためにも、事務処理の適正化については厳しい判断をするものであります。

2点目は、平成29年に繰り越しされ、平成30年度において実施された測量委託費の300万4,560円です。この事業は当初の繰り越し理由説明と内容が変わっており、認められるものではありません。美山ふれあい広場周辺施設の設計業務を委託するとして説明を受けたものでありながら、実際は設計にまで至らず、測量委託費として支出されました。非常に不思議な繰り越しであります。単年度会計をとる行政において、繰り越し事業を実施するには相応の事情と理由が必要であり、事柄を曲げて通用するならば、そもそも審議の必要がありません。繰越明許費として議会に諮った上での事業であるのに、欺かれたと感じるのは私だけでしょうか。繰り越しとして上程されるまでもっと慎重な判断が必要であり、一旦、事業を取りやめ、新たな事業として提案されるべきものであったと思います。

以上、具体的な指摘ばかりをさせていただき、厳しい意見も申しましたが、議員の職をいただいたものとして、決算審査は非常に重要であると考えます。ちょっとした間違いや失敗であっても、それを認め改善していかなければ、南丹市の未来はないでしょう。次年度以降の予算組みにしっかりと反映し、未来ある南丹市を築いていくために、平成30年度南丹市一般会計歳入歳出決算認定について反対とします。

不適切と思われる事務処理があった決算を認定されるということは、この決算を正とするということが後世にしっかりと記録されます。議員各位の真っ当な判断に期待し、私の反対討論を終わります。

**○議長（今面 不悖君）** 続いて、6番、鞆岡誠議員の発言を許可いたします。

鞆岡議員。

**○議員（6番 鞆岡 誠君）** おはようございます。議席番号6番、日本共産党の鞆岡誠でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、議案第72号、平成30年度南丹市一般会計歳入歳出決算認定についてに対する賛成討論を行います。

ふだんの補正予算や条例に関する討論では、明瞭な論点整理を心がけておりますけれども、一般会計の決算に関する賛成討論にはふなれでございまして、およそ賛成討論には聞こえない部分もあるかもわかりませんが、寛大な心でお許しをいただきたいなと思います。

第一に、昨年、相次いだ豪雨や台風災害に迅速かつ的確に対処されたことを評価いたします。

30年度の当初予算は前市長が編成し、西村市長が就任後、これに補正予算で肉づけをしていく形となりました。しかしながら、肉づけ事業を検討される時期に相次ぐ大雨や台風災害に見舞われ、これに予期せぬ支出を余儀なくされることになりました。結果

として、基金を取り崩すなど多額の一般財源が必要となり、財政規模を押し上げてしまう要因ともなりましたけれども、災害への対応は待ったなしであり、今回の対応は評価ができると思っています。

災害対応にかかわって、3点ほどお願いをしておきたいと思います。

1点目は、事業の性質上、繰り越し事業もあると思いますが、早期に完了ができるように、引き続き、取り組みをお願いいたします。

2点目には、直接的には京都府の管轄になろうかと思いますが、知井地区の水道水源に至る林道の復旧、水源周辺の治山事業の推進並びに給水の絶対量の不足対策としての自然文化村の独自水源確保、かやぶきの里の観光事業対策等の推進にご尽力をいただくようお願いいたします。

3点目に、災害の多発を前提に財政運営を考えることがいよいよ重要になったと思います。近年は50年に一度の大雨が毎年降るとか、これまでに経験をしたことがないとの表現をニュースで耳にすることが多くなりました。30年度の経験から言えば、単年度ベースで災害対策の経費として15億円程度、そのうち一般財源として10億円程度は見込んでおく必要があるのではないかと私は考えております。この点、よろしくご検討をお願い申し上げます。

第2に、子宝祝金の充実や美山診療所の支援について、肉づけの中で英断をいただいたことを評価し、感謝をいたします。実は、今回の賛成討論はこの点がポイントでありまして、これがなければ賛成討論がなかったかもしれません。あったかもしれませんが。

市長は決算委員会の質疑で、肉づけに当たって留意をされた点として、日常生活に直結するものを優先したと答弁されました。子宝祝金の充実など、幾つか評価すべき事業があると考えておりますが、私はやはり住民の命に直結する美山診療所の経営支援に追加の補正予算を組んでいただいたこと、この英断を高く評価し、美山に暮らすものとして感謝いたします。おかげで美山健康会は赤字決算を免れ、また、現場で日々奮闘する健康会の職員さんの賃金に遅配が発生する事態も避けることができました。

健康会の人件費の比率が高いとの指摘がございましたけれども、これは過疎地における医療確保の困難な条件がもたらしているものであって、人件費比率が高くても、人件費が高いわけではありません。むしろ看護師や理学・作業療法士など、国家免許資格職を含めて標準的な人件費をはるかに下回る水準で頑張っているのが実情であります。ドクターを筆頭に個々のスタッフの賃金水準を見ず、運営費全体に対する人件費の割合だけを捉えて、医療水準のスリム化が必要だというような意見を論じることは、これは過疎地域の医療に対する理解を欠いている、住民の命を軽視した議論だと言わざるを得ないと思います。

30年度における市長の英断は、その後の直営化方針への判断につながったと理解しています。開業医が1軒もない、また、総合病院に遠い美山の医療確保は、まさに日常生活に直結する事業の一丁目一番地であります。

引き続き、市長自身が医療対策審議会における意見を最後まで直接聞いていただきながら、老健施設の機能や入院病床を初めとする医療水準の確保と充実に努力をしていただくようお願い申し上げます。

第三に、引き続き、財源確保と健全な財政運営、財政規模の適正化に努力いただくようお願いいたします。

市長はうろうろすることも大事だと、こういうふうにユーモアを込めておっしゃいましたけれども、関係省庁に頻回に足を運ぶなどの努力をされ、財源の確保に努力をされました。災害対策等による特別交付税の措置もあり、一定の歳入総額を確保できたことは幸いでありました。

今後は、消費増税の影響による格差と貧困の拡大で扶助費の増加が避けられないこと、会計年度任用職員制度を適切に運用すれば人件費も増額することから、結果として義務的経費の上昇が予測されるところであります。

また、特別会計への繰出金は、ここ数年、低下傾向にありますけれども、これは国民健康保険特別会計への繰出金が減ってきていることが大きな要因ではないかと思えます。私ども日本共産党は国保税の値上げを批判し、法定外繰り入れの活用で保険税額の値下げを主張してまいりました。現行の保険税水準は負担の限界を超えており、制度の疲弊は誰もが認めるところであります。国の抜本対策が待たなしですけれども、これを待たない状況もあろうかと思えます。こういう構造的な問題は介護保険や後期高齢者保険会計も抱えており、加えて下水道会計に対する繰出金も高どまり傾向が長期化することから、今後、注視が必要であるというふうに思えます。

さらに、過疎法の期限切れ以降の措置に不透明感がぬぐえないという懸念材料もあります。また、この後、びっくりするような金額の契約を市外業者と債務負担行為で締結する追加議案も予定されています。30年度決算に安堵することなく、引き続き、起債発行額の抑制、市民の暮らしに直結するものを除いて特定財源の見込めない事業は実施しないことなど、慎重な財政運営をお願いいたします。

4点目に、決算から引き出される教訓を今後の施策に具体的に生かされるよう求めます。

私の所属する総務分科会の決算審査では、小学校跡施設活用に対する支援のあり方、支援の時限的な期限、学校司書の充実、これは市長は読書環境の整備という表現をされましたけれども、これについて多くの議員から意見がありました。

また、厚生分科会で議論があったようですけれども、増加する子供の貧困、児童虐待への対応も必要であります。誤解があってはいけませんので、具体的な事業名には言及しませんけれども、反対にいろいろ努力をしてみたものの、それほど成果のなかった事業、あるいは時代の変化から必要性の薄れた事業については、思い切って整理をする断捨離の視点も大切だろうというふうに考えております。決算を見て、足し算と引き算の両面から、決算から得られた成果を今後生かしていくことが重要であります。

30年度決算が理事者にとっても、我々議会にとっても、未来を照らす明かりになるように願って、賛成討論を終わります。

**○議長（今面 不悖君）** 続いて、18番、松尾武治議員の発言を許可いたします。

松尾議員。

**○議員（18番 松尾 武治君）** 議席番号18番、活緑クラブ所属、松尾武治です。議長の許可がありましたので、ただいまから平成30年度一般会計決算認定について、賛成の討論を行います。

決算特別委員会の中で議論となりました項目について、少し述べさせていただきます。

前市長が進めてきた商工観光などのソフト事業についての意見も出されましたが、いずれも前市長が進めてきた事業であり、説明不足から意見が出たものと思われます。意見を分析すると、十分な調査と審査が行われていなかったかのように思われます。過去の市政を振り返ることで、積極的で市民に開かれた西村市長の政治姿勢を再認識する意味で、過去の課題点についての発言をお許しいただきたいと思います。

多額の投資が必要である防災行政無線事業は、旧八木町から引き継がれた〇社の特別仕様で計画されました。電気業界の低落札率による競争原理が働くように市内全域をエリアとする一括発注を計画していましたが、外圧により〇社に有利な分離発注で一社独占の構図をつくり、多額の財政負担となる事業につながったことが、市民に閉ざされた市政の始まりであったと考えております。

平成台土地区画整理組合の赤字補填は、地域の救済でいたし方ないと考えましても、内林土地区画整理組合事業では、公共施設管理者負担金制度を利用して3億円を超える赤字補填を行ったことは、理解しがたい施策であったと思います。

総合振興計画の着実な実行と言われておりましたが、総合振興計画を達成するための政策が示されていないことから、国の手厚い経済対策があったにもかかわらず、本市は新たな経済対策を行うこともなく、既存の事業に充当することで市債の削減を図ったこと、さらには中期財政計画を示すことなく、お城のような庁舎建設を描き、総額50億円近い新庁舎建設基本設計を強行したことが目に浮かびます。

旧町の残された事業の整理に追われ、黒いベールに覆われたような市政を市民に開かれ、暮らしを守る施政への転換期と位置づけ、執行部と議会が市民目線の市政に取り戻す議論を深める必要があります。

議会は何でもありではなく、議会基本条例に示しているように、責任ある提案と議論が必要であると考え、賛成の討論を行います。

平成30年度当初予算は骨格予算とはいいいながら、政策に踏み込んだ予算編成になっておりました。このような状況の中で、残された財源の範囲で補正予算を編成して、西村市長はみずからの公約実現と災害対策に向け、国・府に奔走をすることにより、特別交付税1億6,858万円、地方創生拠点整備交付金1億8,100万円などの財源を獲得され、みずからの公約実現に奔走された決算であったと高く評価いたします。この

ことは、災害が多発する中にもかかわらず、市債残高で10億円の減少効果としてあらわれております。

総務省は、市長が何をしたいのかがわかることで支援ができると言われていたもので、国・府に出向く必要があると指摘いたしました。前市長は陳情政治は過去のものと言われながら、省庁には出向かれていたようですが、官僚の印象にも残らない形式的な動きであったと思われまます。

しかしながら、平成30年度の決算書を見ると、総額3億8,100万円の増額となっており、陳情は本市にとって重要な政治姿勢であったと考えますが、陳情には効果的な要望書が必要と考えますが、要望書の作成など職員の皆様のご苦勞も合わせて評価いたします。

公設民営による地域医療についても審査いたしました。美山診療所に関する決算では、関係法人の決算報告書とあわせ、公益法人等改革推進計画に基づく外郭団体等経営診断報告書が平成21年度に作成されておりますので、報告書を参考に検証すると課題が見えてまいります。

地域では住民を巻き込んだ運動を起こす組織がありますが、外郭団体等報告書によると、事業効果よりも組織の維持に傾いていることが散見されます。顕著な事例として、美山診療所では市民福祉の増進に関する比率が、平成18年度と比較して10%程度下落していると報告書に記載され、設立時に比べると診療所の動きが変わったことが示されております。

西村市長は公設公営で方向性を示されておりますが、公設公営は財源に余裕ができる体制づくりではなく、透明性のある運営によるスリム化と、市民の皆様の期待に応えられ永続できる診療所運営を目指されていると考えております。

決算を見ると、施設管理助成事業は旧美山町が行った法人設立時になかったにもかかわらず、地域医療活動費の名目で平成29年度2,500万円、平成30年度は4,000万円、医師確保1,000万円の経営支援を行っております。

同様に、外郭団体への支援は年々増加しておりますが、前市長は多額の財源を使った公益法人等改革推進計画に基づく外郭団体等経営診断報告書に基づく経営改革に取り組むこともなく、放置されておりました。まさに決算特別委員会で議論のあった事例が継続的に行われておりました。

過疎医療では、個人の先生が担っていただいている地域もありますが、健康会の決算書では、法人の人件費率と組織の肥大化で大切な市民福祉の増進に関する比率が低迷するなど、多くの課題を抱えております。地域医療には財政支援の必要性を認識しながら、公設公営により合理的でスリムな経営を図りたいと考えておられる市長のお考えを高く評価いたします。

子育て支援では、財政的な支援は拡充されましたが、移り住みたくなるまちづくりの基本となる生産年齢の増加策には、子育てをしながら働きやすい環境づくりが重要と言

われております。民間保育所の導入を機に、多様な保育ニーズに対応できる保育環境の整備も考える必要があります。

また、学童保育施設を小学校近隣で求める請願を議会に反対されましたが、西村市長は学童保育の意義を理解され、保護者の懸案であった園部小学校の放課後児童クラブの設置を決断されましたことを評価いたします。

市の基幹産業である農政については、国・府の助成金に市の財政支援を高めていくことが重要と考えております。

また、農家の生産意欲が低下するほどの有害鳥獣被害対策の中でも、低迷が続く有害鳥獣捕獲事業の根幹をなす今期の被害防止計画は、作成に当たり、第1 2次鳥獣保護管理計画及び京都府特定鳥獣管理計画に基づき作成をしておりますと、平成30年3月議会で佐々木市長は述べられ、平成30年度事業が計画されました。

市長は、新たに導入された指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲申請に対し許可証を発行されるなど、市長の積極姿勢で、30年度は低迷していた捕獲頭数も微増となっております。

過日の質疑の答弁で福知山市についての答弁をされておりましたので、詳細を少し述べますが、福知山市は個人の狩猟者に発注している効果的な有害捕獲事業を旧来に戻す考えは全くないと聞いております。以前に比較して経費の削減につながり、狩猟者の後継につながるとも言われておりましたが、唯一、福知山市は巻き狩り猟の技術を南丹市に学びたいと言われておりました。

私がお聞きしました財政的なことも参考に述べてさせていただきます。

平成28年度の福知山市と南丹市の有害鳥獣捕獲報償金を、単純にシカとイノシシの捕獲頭数で案分しましたので、事業効果の判断資料として述べさせていただきます。

福知山市の1頭当たりの案分単価は1頭当たり1万7,961円で、南丹市は2万7,630円となっております。ちなみに29年度になりますが、お隣の京丹波町では1万4,574円、京丹後市は1万5,480円となっております。

法令に基づく有害鳥獣捕獲事業の実施について、被害農家から議会に提出された請願に市長部局から誤った資料提出もあり、採択されませんでした。最小の経費で最大の効果が得られる事業となりますように、請願で示されておりました「法令・抜本的な鳥獣捕獲強化対策」が示す被害防止計画の修正と事業の見直しが求められます。

市長は一步前進する指定管理鳥獣の推進など見直しを示されました。被害防止計画の捕獲計画頭数をシカで1,600頭を2,700頭に、イノシシで400頭を1,600頭に改正されましたが、計画を実施する事業内容は修正されておられませんので、事業計画を修正する必要がありますことを指摘しておきます。

決算全体を見ますと、今日まで八木町、美山町の下水事業、園部町の都市計画事業など旧町のやり残した事業に費やされ、本来の合併効果を示す高度な市政運営と公共施設の長寿命化、企業誘致、子育て支援事業、外郭団体の改革、船井郡衛生管理組合が担っ

ております火葬場事業、一般廃棄物処理事業などが放置されてきましたが、決算の中で、少しではありますが動きを見ることができました。

職員の皆様には仕事がふえることでご苦勞をおかけしていますが、その中で仕事のやりがいを見出していただきますようお願い申し上げます。

予算規模を指摘する意見もありますが、休眠しております南丹市の生き残りをかける西村市政を評価して、賛成の討論といたします。

**○議長（今面 不悖君）** 続いて、5番、麻田育良議員の発言を許可いたします。

麻田議員。

**○議員（5番 麻田 育良君）** 皆さん、おはようございます。議席番号5番、日本共産党の麻田育良です。議長の許可を得ましたので、議案第73号、平成30年度南丹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する反対討論を行います。

ご承知のように、国民健康保険は国民皆保険制度の最後のとりでと言われるとおり、住民の健康を守る重要な制度です。制度発足時は自営業者が多くを占めていましたが、今日の社会構造の変化の中で、近年は退職後に加入される方が多くなっています。南丹市の加入者は全体としては減少しており、平成31年3月末で人口の約23.3%に当たる約7,391人、世帯数で4,577世帯、32.4%になっています。65から74歳の前期高齢者の占める比率が国や府よりは高くなっています。

30年度決算では、歳入は29年度と比べ14.1%減、歳出は12.54%の減で3,500万円の黒字ですが、70%の減となっています。高額医療費の出費があり、補正で対応されましたが、昨年よりは大幅に減少しました。

基金積み立ては30年度6,000万円で、累計で1億5,000万円になりました。30年度は1,500万円の赤字予測で保険税が一部値上げになりましたが、3月議会で値上げしなくてもいけるのではないかと反対しました。

平成30年度からは都道府県一元化で保険税率は府が提示して、それを参考に各自治体で決めるシステムになりましたが、府下の他の市町村では据え置きか値下げのところが多くなっております。

また、国民健康保険は低所得世帯が多く、他の健康保険に比べても一番高い保険税になっており、この制度の構造的な問題や、全国知事会、市長会が国へ維持のために1兆円の補助を要望されており、この議会でも他の議員の皆さんからも強く要望が出ております。

本市は京都府の中では高い保険税になっており、一層の負担軽減と健康への対策の検討や充実を要請して討論を終わります。

続きまして、議案第78号、平成30年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する反対の討論を行います。

ご承知のように、後期高齢者医療事業は2006年に発足し、75歳以上の高齢者を国保や健保から切り離した高齢者だけの独立した保険制度で、費用負担は高齢者保険料

1割、公費から5割、市はそのうちの6分の1、現役世代からの支援金が4割というふうになっており、京都府後期高齢者医療広域連合が運営主体となっています。

保険料は2年ごとに改定されて、28年度、30年度に改定されて、京都府は全国平均より高くなっています。平成31年3月で被保険者は6,087人、19.2%で、ここ四、五年は横ばいでありませけれども、2020年からふえていくと思われま。30年度に改定されて、年間で均等割が330円引き下げられ4万7,890円、所得割率も0.22%引き下げられて9.39%になりましたが、28年度にはそれ以上の値上げをしております。3月の当初予算で反対、今回の厚生分科会では賛成しましたが、後日、検討した中で、所得割の軽減措置の廃止などで負担増になる人があり、決算特別委員会では反対しました。

後期高齢者人口が今後増加していく中で、年金は引き下げられ、高齢者世帯への負担は重くなるばかりです。

生活保護受給者も、国でも10年間で1.7倍に高齢者がふえているというデータが出ておりますが、南丹市でも高齢者世帯が増加しております。30年度より70から74歳の医療費窓口負担は2割となり、70歳以上の高額療養費負担限度額の引き上げや、75歳以上の保険料軽減特例の廃止が行われました。国保税と同様に、国からの補助金の増額や現役世代への負担の軽減を要望するとともに、現役世代や高齢者の生活の負担増につながるこの制度自体の問題を指摘して討論を終わります。

議員の皆さんの賢明なる判断をお願いいたします。

**○議長（今面 不倅君）** 討論の通告は以上です。

ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（今面 不倅君）** ないようございませので、討論を終結いたします。

これより、順次、採決をいたします。

まず、議案第71号、平成30年度南丹市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めませ。

（起立全員）

**○議長（今面 不倅君）** 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めませ。

（起立多数）

**○議長（今面 不倅君）** 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。  
次に、議案第73号を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は原案認定であります。  
本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。  
(起立多数)

**○議長（今面 不倅君）** 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。  
次に、議案第74号から議案第79号までのうち、議案第78号を除く5件を一括して起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は原案認定であります。  
本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。  
(起立全員)

**○議長（今面 不倅君）** 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。  
次に、議案第78号を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は原案認定であります。  
本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。  
(起立多数)

**○議長（今面 不倅君）** 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

---

## 日程第2 議案第81号から議案第86号まで

**○議長（今面 不倅君）** 次に、日程第2「議案第81号から議案第86号まで」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** ただいま上程いただきました、議案第81号から議案第86号までについて、ご説明を申し上げます。

まず、議案第81号、令和元年度（債務負担）南丹市園部公民館耐震補強・大規模改修工事請負契約につきましては、耐震診断の結果、強度不足であることが判明した南丹市園部公民館の耐震補強及び長寿命化を行う大規模改修工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び南丹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

当該事業につきましては、一般競争入札の結果、10億6,700万円で、京都市中京区烏丸通四条上ル笋町691番地、松村組・平和建設特定建設工事共同事業体、代表

者、株式会社松村組京都支店支店長、岡田真治氏が落札されました。

主な工事内容は、耐震補強、外壁改修、屋上の防水改修、空調設備及び電気設備の更新、音響・照明など大ホール附帯設備の更新、既存トイレの全面洋式化などを行うものでございます。

次に、議案第82号、令和元年度八木東小学校プール改築工事請負契約につきましては、老朽化したプールの改修工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び南丹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

当該工事につきましては、一般競争入札の結果、1億5,136万円で、京都府南丹市八木町八木東久保40番地4、株式会社新陽代表取締役、中川将司氏が落札されました。

主な工事内容は、25メートルプール、更衣室、シャワー室、機械室、トイレなどを整備するものでございます。

次に、議案第83号、令和元年度八木西小学校プール改築工事請負契約につきましては、老朽化したプールの改築工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び南丹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

当該工事につきましては、一般競争入札の結果、1億4,872万円で、京都府南丹市園部町木崎町土手下17番地1、株式会社山陰土建代表取締役、前田正和氏が落札されました。

主な工事内容は、議案第82号と同様でございます。

次に、議案第84号、平成30年度（繰越）南丹市役所八木支所大規模改修工事請負契約の変更につきましては、令和元年第2回南丹市議会6月定例会において、工事請負契約をすることについて、6月20日に議決をいただいたところでございますが、10月1日の消費税等の増税に伴い、増税分の変更契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び南丹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第85号、令和元年度南丹市市営バスの購入に係る物品供給契約の変更について及び議案第86号、令和元年度南丹市市営バスの購入に係る物品供給契約の変更についての2議案につきましては、令和元年第2回南丹市議会6月定例会において、物品供給契約をすることについて、6月20日に議決をいただいたところですが、10月1日の消費税等の増税に伴い、増税分の変更契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び南丹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして、議案第81号から議案第86号までの主な説明とさせていただきます。

何とぞ、議員の皆様方にはご審議を賜り、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（今面 不倅君）** 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（今面 不倅君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 81 号から議案第 86 号までは、配付の議案付託表その 4 のとおり、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（今面 不倅君）** 異議なしと認め、議案付託表その 4 のとおり、総務常任委員会へ付託いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に総務常任委員会が開催されますので、各委員は協議会室へご参集願います。

よろしく願いいたします。

**午前 11 時 12 分休憩**

.....

**午後 2 時 00 分再開**

**○議長（今面 不倅君）** それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続行いたします。

これより、総務常任委員長の審査結果の報告を求めます。

仲村学総務常任委員長。

**○総務常任委員長（19番 仲村 学君）** 皆さん、改めましてこんにちは。長らくお待たせいたしました。午前中に総務常任委員会に付託されました議案の審査経過並びに結果について、ご報告をさせていただきます。

議案第 81 号、令和元年度（債務負担）南丹市園部公民館耐震補強・大規模改修工事請負契約について、議案第 82 号、令和元年度八木東小学校プール改築工事請負契約について、議案第 83 号、令和元年度八木西小学校プール改築工事請負契約について、議案第 84 号、平成 30 年度（繰越）南丹市役所八木支所大規模改修工事請負契約の変更について、議案第 85 号、令和元年度南丹市市営バスの購入に係る物品供給契約の変更について、議案第 86 号、令和元年度南丹市市営バスの購入に係る物品供給契約の変更についての審査の経過と結果について、ご報告を申し上げます。

本件につきましては、午前中、総務常任委員会を開催し、教育委員会、地域振興部より詳細説明を受けた後、審査を行いました。

議案第81号については、主な質疑といたしまして、応札者と工期について、JVの基準について、建築費の内容や比率について等であります。

答弁といたしましては、応札者、また、工期についての質疑に対しては、応札者はJV2社で、工期は令和3年2月28日までである、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、討論に入り、反対討論が1件ありました。業者発注の内容等についてであります。

表決に移り、表決の結果、議案第81号は賛成多数により可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号、議案第83号は関連することから、一括して説明を受けました。

質疑、討論はなく、表決の結果、賛成全員により可決すべきものと決しました。

議案第83号も、質疑、討論はなく、賛成全員により可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号につきましても、質疑、討論はなく、表決の結果、賛成全員により可決すべきものと決しました。

議案第85号、議案第86号は関係することから、一括して説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑は、新税率の適用期日についてなどであります。

その他、質疑、討論はなく、表決の結果、賛成全員により可決すべきものと決しました。

以上、まことに簡単でございますが、総務常任委員会に付託されました議案の結果報告とさせていただきます。

**○議長（今面 不悖君）** ただいま、総務常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

この際、特に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（今面 不悖君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告もありません。

特にございませんか。

鞆岡議員。

**○議員（6番 鞆岡 誠君）** 議席番号6番、日本共産党の鞆岡誠でございます。議案第81号に対する反対討論を行います。

園部公民館の耐震改修を初めとする大規模改修、一連のリニューアルは、市民にとって必要な事業であり、反対ではありません。私も何度も耐震の問題が発見される前の園

部公民館を利用させていただいて、非常に使い勝手のよい施設であり、一日も早く気持ちよく使える施設として改修が完成するように望んでおくことには間違いありません。

しかし、今回の議案は契約案件であります。内容は市外のJVと10億円を超える契約の可否が問われたものでございました。委員会の審査の中で、市内業者への発注の可能性がなかったのか、幾つかの視点から質問させていただきました。その結果、市内業者にはこれほど大規模な工事の実績がないことから、技術的な側面から考えたのが一点。また、期間中、何かあった場合の補償等についての資本力の側面から、実績のある市外業者との契約に至ったとの答弁がありました。一定の理解ができる答弁ではございます。

しかし、一方で、同時に旧町時代には町内業者のジョイントベンチャーとの契約実績があったという答弁もありました。また、続く82号、83号のプール改修工事も結構大きな工事でございますけれども、これも市内業者との契約になります。

いま一度、市内へ発注できる余地がなかったのか、一部でも仕事が市内に回すことができる余地がなかったか、そういう工夫ができなかったのか、非常に疑問でありますし、残念に思います。

しかも、市内発注の問題はこの議会でもたびたび問題になってきたことでありますし、市長自身も市内発注については意を用いていきたいという立場を表明されているわけがあります。

今回、財源は起債ということでもありますけれども、この大きなお金が市内に還流させることができなかったのかを考えると、非常に残念であります。

引き続き、市内発注率をあらゆる面で努力をしていただきたいということを求めて、討論とさせていただきます。

次に、84号以下、今回の消費増税関係への対応議案について、一括して賛成討論を行います。

今回の消費増税は、我が党はもちろんですが、国会において野党各党もこの時期に増税することは国民生活への影響、あるいは景気、経済への影響が大きいということで、一致してこのタイミングでの増税には反対いたしましたし、ただいま行われている国会の代表質問でも、各党がそういう立場での質問をしております。

今回、この増税分の金額変更が議案であったわけですが、当然、既に契約した事業者はその2%分の差額を負担していただくわけにはいきませんから、この議案には当然賛成であります。

しかし、ちょっと計算する時間がなかったんですが、非常にこの2%分の金額というのは少なくないんですね。つまり、消費増税は、我々ずっと言ってきましたように、個人消費だけではなくて、今回の議案でよくわかるように、地方財政への影響の大きさがわかる議案でもあるわけがあります。

今回の増税は、個人消費の低迷のみならず、南丹市のような財政規模の基盤の脆弱な自治体にとっても、さらに冷え込みを招くといえますか、影響が大きいということがよ

くわかる、それを象徴する議案であったというふうに思います。

したがって、今回の増税はやはりすべきでなかったと、この点だけを指摘させていただいて、賛成討論といたします。

以上であります。

**○議長（今面 不悖君）** 鞆岡議員の討論が終了いたしました。

他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（今面 不悖君）** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、順次、採決いたします。

まず、議案第81号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長長の報告は原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立多数）

**○議長（今面 不悖君）** 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長長の報告は原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

**○議長（今面 不悖君）** 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長長の報告は原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

**○議長（今面 不悖君）** 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長長の報告は原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

**○議長（今面 不悖君）** 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長長の報告は原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(今面 不倅君) 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(今面 不倅君) 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3 閉会中の継続調査申出について

○議長(今面 不倅君) 次に、日程第3「閉会中の継続調査申出について」を議題といたします。

会議規則第104条の規定により、配付の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。各常任委員長並びに議会運営委員長からの申し出のとおり取り計らうことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今面 不倅君) 異議なしと認め、さよう決します。

---

### 日程第4 議員派遣について

○議長(今面 不倅君) 次に、日程第4「議員派遣について」を議題といたします。

本件については、会議規則第160条の規定により、配付のとおり、廣瀬孝人副議長を派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今面 不倅君) 異議なしと認め、さよう決します。

---

### 日程第5 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(今面 不倅君) 次に、日程第5「人権擁護委員候補者の推薦について」、市長より、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、配付のとおり、同委員会候補者の推薦に当たり、議会の意見を求められております。

本件については、異議がないとの意見を述べることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今面 不倅君) 異議がないようでございますので、さよう取り計らいます。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、令和元年第3回南丹市議会9月定例会を閉会といたします。

長時間まことにご苦労さまでございました。ありがとうございました。

**午後 2時17分閉会**

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

南丹市議会議長 今 而 不 悖

南丹市議会議員 木 村 裕

南丹市議会議員 仲 村 学